

大府医発第235号
令和7年7月31日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

令和7年8月実施のいわゆる定例報告について
～「施設基準等の届出状況等の報告」及び「施設基準の適合性の確認」～

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

例年8月（令和5年度までは7月に実施）に近畿厚生局より各保険医療機関に対して、一部の施設基準等の届出状況について報告が求められます（「施設基準等の届出状況等の報告」）。あわせて、保険医療機関が自ら施設基準等の要件を満たしているか点検（確認）し、一部その結果を近畿厚生局へ報告（自己点検方式）することが求められます（「施設基準の適合性の確認」）。ご了解賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、近畿厚生局から7月31日付で各保険医療機関あて、「定例報告のご案内」ハガキにより通知されます。

【要 点】

◆近畿厚生局は7月31日付で全保険医療機関を対象に定例報告のご案内ハガキを発出し、
①報告が必要な様式の確認（STEP1）、②施設基準の自己点検（「(A) 施設基準の適合性の確認」）（STEP2）、③報告様式があれば郵送（*）することを求める（STEP3）。

◆報告期限：令和7年8月29日（金）

提出先：近畿厚生局 指導監査課（〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階）

◆確認手順

●「病院及び有床診療所」

指定のホームページ（インターネット※）にアクセスし、

STEP1 報告が必要な様式を確認するため、【報告確認ツール】において府県名と医療機関コード（ハイフンは入れない）を入力の上、「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」を確認する。表示された【報告様式】をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、印刷する。

STEP2 施設基準の自己点検「(A) 施設基準の適合性の確認」について、「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をダウンロードし、要件を満たす場合は、「報告」（別途ダウンロード）のみ郵送する。要件を満たさないものがある場合は、要件を満たしていない施設基準名を記載した「報告」と「辞退届」（別途ダウンロード）を郵送する。

●「無床診療所」

指定のホームページ（インターネット※）にアクセスし、

STEP1 報告が必要な様式を確認するため、【報告確認ツール】において府県名と医療機関コード（ハイフンは入れない）を入力の上、「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」を確認する。表示された【報告様式】をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、印刷する。【報告様式】が表示されない場合は印刷・郵送は不要。

STEP2 施設基準の自己点検「(A) 施設基準の適合性の確認」について、「施設基準の適合性の確認について（PDF）」をダウンロードし、要件を満たす場合は、報告は不要。要件を満たさないものがある場合は、報告と「辞退届」を郵送する。

◆各医療機関は、送付されたハガキをご確認いただき、別紙の「令和7年度施設基準の定例報告について」をご参照のうえ、該当する手順に沿って、「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」および「施設基準の適合性の確認について（報告）」について、インターネットから必要な用紙をダウンロードして、近畿厚生局に郵送（*）にてご提出ください。

◆近畿厚生局のホームページ「定例報告」URL（令和7年7月31日更新）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shisetstu_kijun_teirei/h26-teirei-top.html



*「ベースアップ評価料 賃金改善実績報告書」については、メールでの提出が求められております。（baseup-hyokaryou27@mhlw.go.jp）

近畿厚生局ウェブサイト「ベースアップ評価料の届出について」
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh04_00011.html



報告様式のうち一部（「別紙様式●」と表記されるもの等）はオンラインでの報告も可能です。

近畿厚生局ウェブサイト「保険医療機関等の申請・届出の一部がオンラインで申請・届出することが可能です。（保険医療機関等電子申請・届出等システム）」
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/newpage_00370.html



※インターネットを利用できない場合や、報告書作成にあたってのご不明な点等がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（電話 06-7663-7663）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

◆問い合わせ先：

近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（電話 06-7663-7663）

大阪府医師会保険医療課
（電話 06-6763-7001）